

乙第 19 号証

陳 述 書 (その2)

令和 5 年 7 月 15 日

名古屋地方裁判所 民事 8 部
合議 B 6 係 御中

友松 孝太 

私は、準備書面（被告 1）の 2 枚目の上から 7、8 行目で、「本件『再整備方針』については、自由クラブとしては、会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。」と述べましたが、その具体的状況は以下の通りです。

1、すなわち、定例議会ごとに、市当局より提案される議案は、通常、本会議の 1 週間前にまず春日井市議会の議会運営委員会に諮られます。議会運営委員会とは、各会派の代表で構成される委員会で（無会派の議員はこの委員会の構成メンバーに入っていません。）提案予定の議案をあらかじめ検討する委員会です。ここで市当局の議案の概要が明らかにされます。そのボリュームとしては乙 13（抜粋）の 1 枚目の目次からも窺われるとおりかなりの量になります。

2、議会運営委員会が終わるとその日のうちに各議員に議案書が配布され、その後、会派ごとに勉強会が実施されます。会派に所属しない無会派の議員は、無会派議員がまとまって勉強会が実施されます。

勉強会には、市当局の担当者として財政部長・総務部長・企画調整部長・財政課長・総務課長の 5 人が出席し、議案の説明を致します。

勉強会は、2、3 日中に無会派議員の分も含めすべての会派についてなされます。

3、自由クラブはその発足の当初から、与党会派であり、勉強会においてそのメンバーから質問はありますが、異議ないし反対論を唱える者はありません。

要するに、自由クラブは、これまで市長の与党会派として、当局が提案する議案について、賛成の立場をとっており、反対の立場をとったことはありません。これは、奥村市議が市議となるずっと以前から変わらず、奥村市議が市会議員になってからも、このスタンスは変わっていません。

ただし、めったにないことですが、仮に、提案された議案に異論があるようであれば、メンバーは自由クラブの団長に相談をし会派内において調整がなされ、自由クラブとして（全員が）賛成出来るような議案を市当局に明らかにします。そうすると市としては、それに沿った形に修正した議案を提出するか、もし内部調整がつかなければ、提出を見送るといった扱いがなされます。

つまり、市当局が提出する議案は、自由クラブが賛成出来る議案のみが提出されるとい

うこととなります。

4、本件で問題となっている「JR高蔵寺駅北口駅前広場周辺設計等業務」についての予算案の件（乙13の1、4枚目の第7号議案）についても上記の手続を経ております。

頭書の「本件『再整備方針』については、自由クラブとしては、会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。」の意味は、私としては、そもそも自由クラブは市当局の提案する議案はすべて当然に支持・賛成を明確にしていた、ということになりますが、本件を個別にみても、議会運営委員会ないし勉強会においても、またその後の本会議期日（令和4年2月22日）までに異論がでることもなく、そのまま議案が上程されることを承諾しております。これが「会派として支持・賛成の立場を明確にしていた。」ということになります。

そして、乙14のとおり、奥村氏を含む自由クラブの者全員が（ただし、当時私は議長を務めていましたので議決に参加しませんでした。）第7号議案を含むすべての議案に賛成しました。

以上